



日進市一般廃棄物処理基本計画 (令和3年度見直し版) (案)



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

「集水、海水の淡水化、効率的な水利用、排水処理、再生利用や再利用の技術を含め、水・衛生分野の活動や計画において、開発途上国に対する国際協力と能力構築の支援を拡大する。」



11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

「2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。」



12 つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」

「2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。」

「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」



14 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。」



15 陸の豊かさを守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。」



17 パートナースHIPで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」

目 次

第 1 部	中間見直しの背景と趣旨	1
1	はじめに	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の対象	4
4	計画の目標年度	5
5	日進市のこの 5 年間の推移	5
6	計画検討のためのアンケート調査	6
7	中間見直しにおけるポイント	7
第 2 部	ごみ処理基本計画	8
第 1 章	ごみ処理施策の評価と課題	8
1	日進市の現状の整理	8
2	現行計画の数値目標の達成状況	12
3	現行計画の施策等の実施状況と課題の整理	12
第 2 章	基本理念及び基本方針	16
1	基本理念	16
2	基本方針	16
第 3 章	基本計画	17
1	目標値の設定	17
2	施策	22
3	ごみ処理の主体と役割	24
第 3 部	生活排水処理基本計画	26
第 1 章	生活排水処理の課題	26
1	日進市の現状の整理	26
2	生活排水処理の課題	27
第 2 章	基本理念及び基本方針	29
1	基本理念	29
2	基本方針	29
第 3 章	基本計画	30
1	生活排水処理の目標	30
2	生活排水処理の主体	30
3	生活排水処理	30
4	し尿・汚泥処理	31
5	中間処理	31
6	再資源化	32
7	その他	32

1 はじめに

現在、気候変動、海洋プラスチックごみや生物多様性の損失、食品ロスの削減などの各種の問題が全世界的な規模での対応が求められており、これら社会情勢の変化は廃棄物問題と密接に関係する課題であり、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させ循環型社会の形成を推進することが求められています。

我が国においては、平成 30 年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が見直され、令和元年度には、食品ロスの定義や施策による食品ロス削減の推進を目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

令和 3 年に入り、5 月には地球温暖化対策推進法の改正により、温室効果ガス排出量の削減に向けた対策が位置付けられたほか、同年 6 月には、プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とする「プラスチック資源循環促進法」が新たに成立するなど、廃棄物処理に係わる法律や施策が打ち出されています。

このように急速に進む社会の変化の中で、本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成 23 年度に 15 カ年計画である日進市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの適切な処理、ごみの減量や再生利用の推進等に向けて、市民や事業者の協力のもと、様々な施策に取り組んできました。

当初の策定から 5 年が経過した平成 28 年度には、みよし市・東郷町とで構成する一部事務組合の尾三衛生組合との協働により第 1 回目の計画見直しを行い、構成市町の区域内に最終処分場を有していないことから、3 市町共通の施策として燃えないごみ袋を廃止することで再資源化を推進するなど、モノを大切にす循環型社会の先進都市を目指してきました。

これまで、市民や事業所の取組により、ごみ減量、資源化の成果は上がってきているものの、今後も続くと推計されている人口の増加に伴い、年間のごみの排出量も増加していくことが推計されています。

そのため、前回見直しから 5 年が経過することから、令和 2 年度に市内 3,000 世帯を対象としたアンケート調査を実施し、市民の環境に対する取組や意識を把握しました。

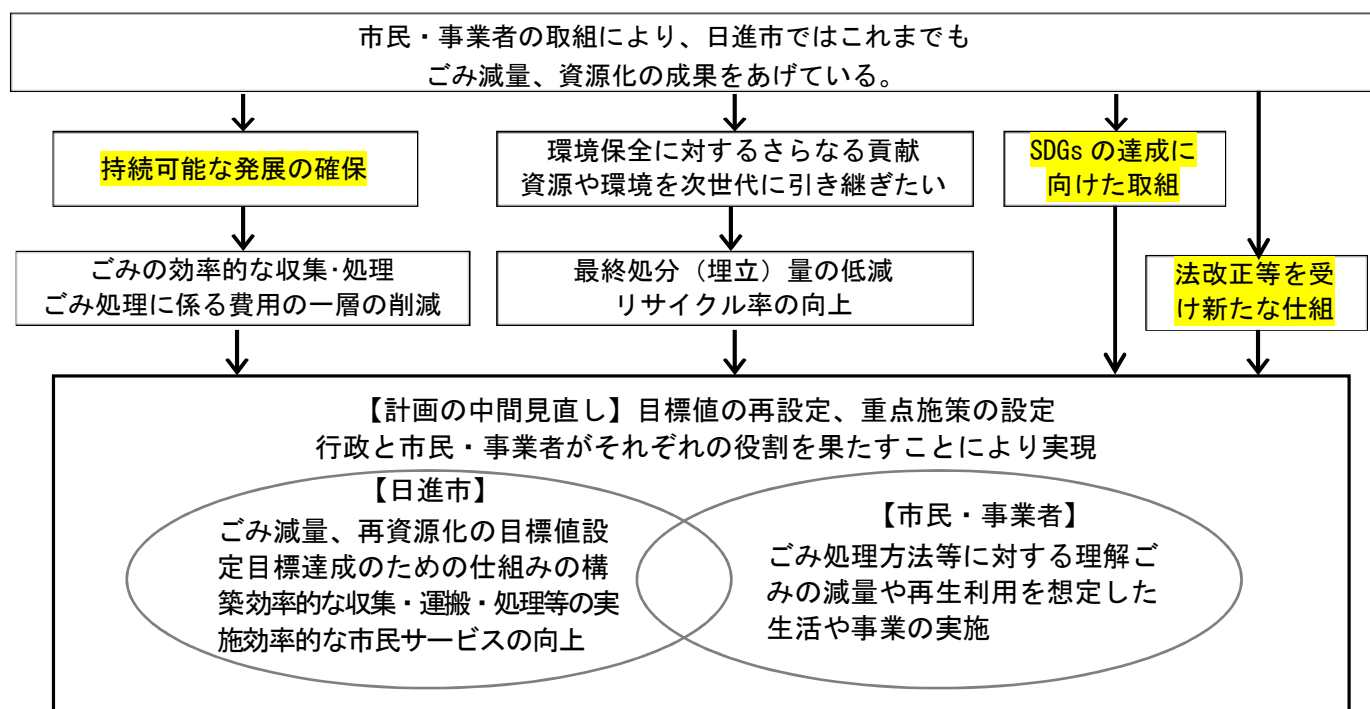
令和 3 年度にはこのアンケート調査や廃棄物に関する現状を踏まえ、2 回目の中間見直しを行い、最終年度である令和 8 年度の目標達成に向けて、更なるごみの減量、再生利用の促進、最終処分（埋立）量の低減等を目指した取り組みを実施していきます。

これらを実施するためには、法改正等を受け新たな仕組みが求められる中で行政が適切かつ効率的に収集し、今後、処理する仕組みを整えるとともに、ごみの処理費を削減するためにも、排出する側の市民や事業者も、日頃の生活や活動の中でごみにしないことから考えることを始め、適切に排出することが必要となります。

また、川や海の水質については、水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）や、COD（化学的酸素要求量）の他、富栄養化の代表的な指標である全窒素、全りんなどの環境基準が定められています。生活排水に含まれる有機物や窒素・りんなどの栄養塩類は、生命の営みに欠かせない栄養分ですが、大量になればプランクトンが異常増殖して赤潮や苦潮を発生させます。河川や海洋の環境を保全するために、し尿や生活排水を適切に処理していく必要があります。

この計画の趣旨をご理解いただき、行政・市民・事業者がそれぞれの役割を理解し、一緒に取り組み、この日進市の良好な環境や資源を次の世代に引き継ぐ責任を果たしていきましょう。

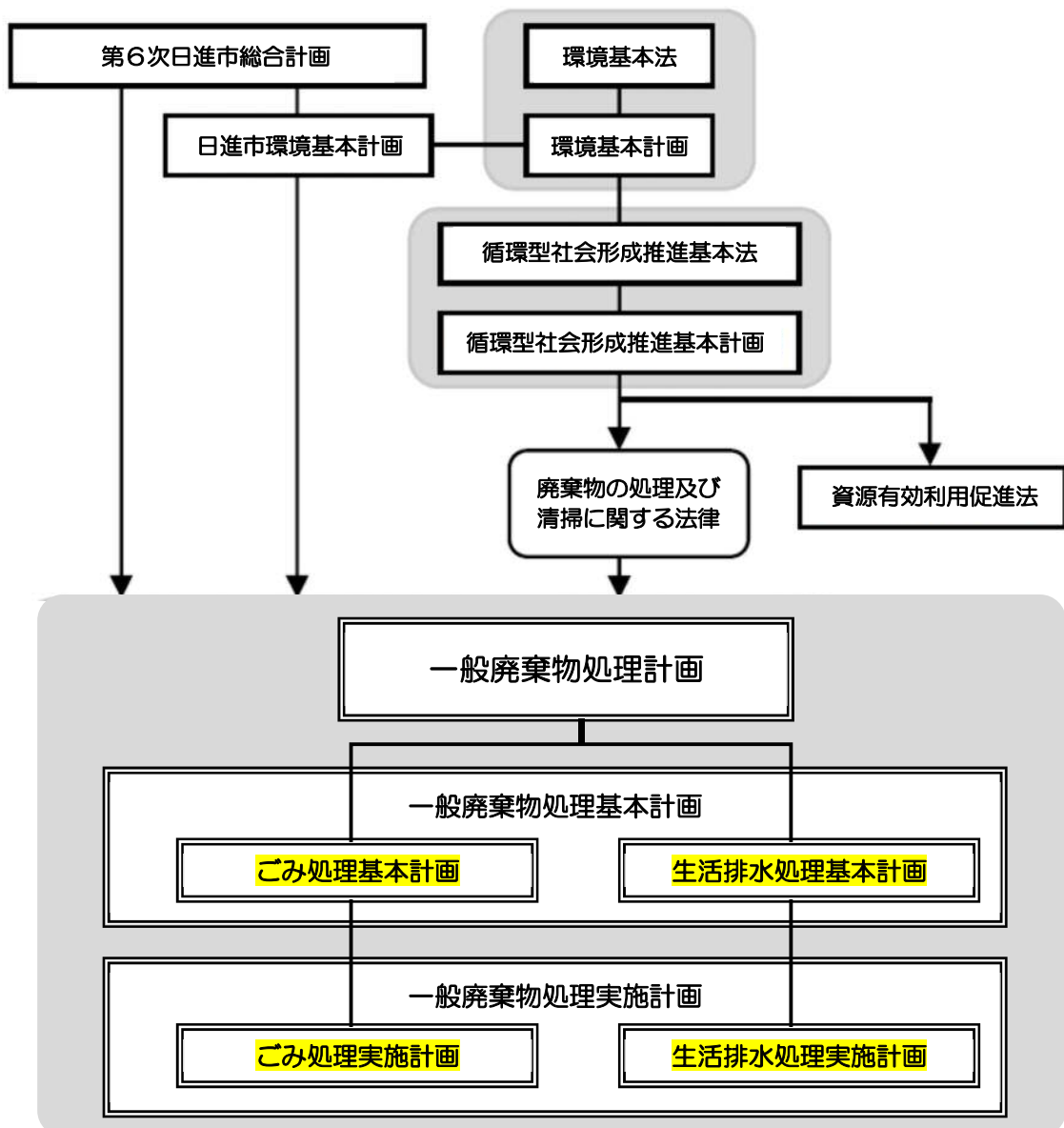
【中間見直し実施の背景】



2 計画の位置づけ

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされています。本計画は、この法的根拠に基づき策定するものであり、市町村における一般廃棄物処理に関する長期的視点に立った基本方針を明確にし、かつ上位計画である第6次日進市総合計画及び日進市環境基本計画に掲げることごみ処理行政分野における事項を具体化させるための計画となります。

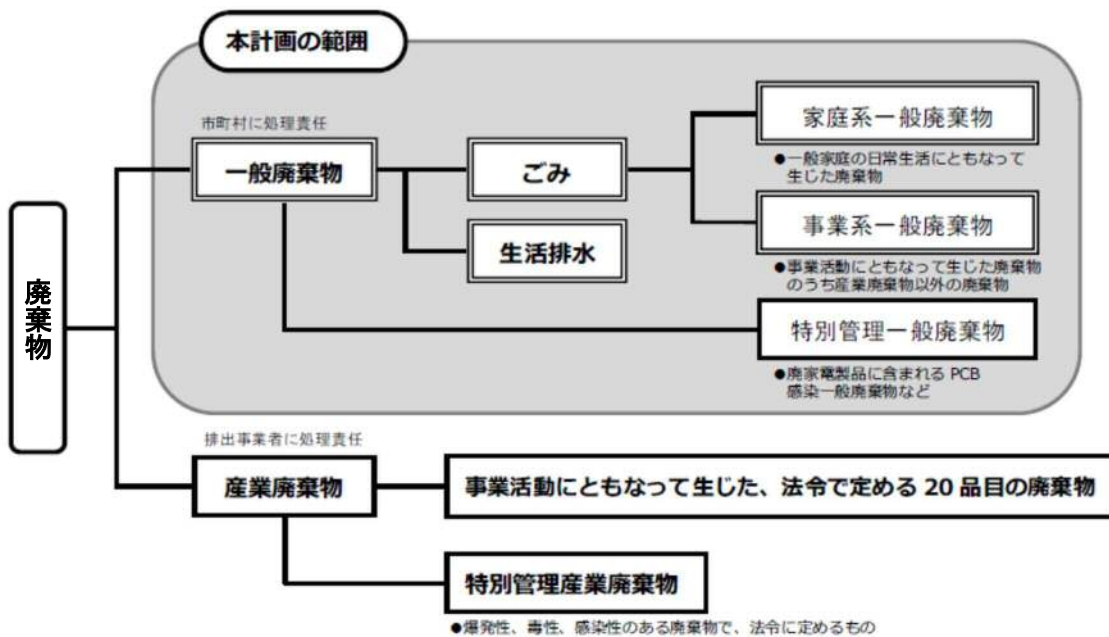
【計画の位置づけ】



3 計画の対象

本計画の範囲は、日進市全域から発生する一般廃棄物とします。また、対象となる一般廃棄物（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び生活排水）について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記するものとします。なお、特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物で、本市では直接収集運搬処分をしておらず、許可処理業者において処理処分しています。

【廃棄物の種類と計画の対象】



※特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、廃家電製品に含まれる PCB、感染一般廃棄物など、特別な管理を要するものを指します。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の 2 にその収集、運搬及び処分（再生を含む）の必要な基準が示されており、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

4 計画の目標年度

本計画の計画目標年度は、計画初年度の平成24年度より15年後の令和8年度となっています。

概ね5年ごとに見直すことを基本としており、前回見直しをした平成28年度から5年間の経過することから、令和8年度までの重点的な取組を中心に記載しています。なお、この5年間の目標の達成状況、施策の実施状況及び実施効果を検証しながら、見直し内容の検討を行うこととします。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
内容・計画期間	計画策定																
		計画期間															
							見直し					見直し					計画目標年度
		概ね5年ごとに見直し					概ね5年ごとに見直し					概ね5年ごとに見直し					

5 日進市のこの5年間の推移

	平成28年度	(変化)	令和2年度	H28→R2
■人口及び世帯数				
①人口	89,202人	↑	92,562人	3.8%増加
②世帯数	35,692世帯	↑	38,239世帯	7.1%増加
■ごみ量				
①家庭系ごみ量	16,160t	↑	16,357t	1.2%増加
②事業系ごみ量	5,587t	↓	5,263t	5.8%減少
③1人1日当たり 家庭系ごみ量 (燃えるごみ+粗大ごみ)	496g/人・日	↓	484g/人・日	2.4%減少
④1人1日当たり 家庭系燃えるごみ量	439g/人・日	↑	448g/人・日	2.1%増加
■リサイクル				
①資源収集量	7,168t	↓	6,030t	15.9%減少
②リサイクル率	26.6%	↓	24.4%	2.2%減少
■ごみ処理費				
①1人当たり 年間ごみ処理経費	9,418円/人	↑	9,644円/人	2.4%増加

6 計画検討のためのアンケート調査

中間見直しを行うため、「ごみ・生活排水に関するアンケート調査」を実施し、市民の環境に対する取組や意識を把握しました。調査の概要は以下の通りです。

①調査対象

令和3年1月4日現在の市民の方から無作為抽出した3,000世帯

②調査期間

令和3年2月1日（月）から令和3年2月19日（金）まで

③調査方法

郵送による配布・回収

④回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
3,000通	1,669通	55.6%

⑤アンケート調査の主な結果

○ごみの分別、収集日の変更について

年齢が低くなるほど、分別や収集日を変更したことについて、「知らなかった」の割合が高くなる傾向にあります。ごみの適切な排出・分別に向け、様々な機会による周知が必要となります。

○ごみの分別や出さないようにするための取り組みについて

「リサイクルマークを確認して購入している」の割合が、他の取り組みに比べ低くなっています。プラスチック資源循環促進法の成立などの周知も含め、プラスチックのリサイクルを促進していくことが必要です。

○ごみの減量のために行っている取り組みについて

三角コーナーでの水切りをしている割合は高くなっているものの、「生ごみは出す前に、さらにもう一絞りしている」の割合が低くなっています。生ごみの水分の削減方法の啓発を行い、更なるごみ量の削減に取り組んでいくことが必要です。

○食品ロスの削減で心がけていることについて

「冷蔵庫の中身を確認し、買すぎない」、「賞味（消費）期限に注意して、食べ忘れない」、「料理は残さず食べる」などの割合は高くなっているものの、「野菜の皮を料理するなど、食材を無駄なく使う」、「フードドライブに協力している」の割合は低く、食品の有効活用等の啓発を行うなど、食品ロスの削減に努めていく必要があります。

○市のごみ処理事業に関する情報の入手方法について

「広報」の割合が全体では高くなっているものの、若い年齢層では、「ホームページ」の割合が高くなっています。今後は、多くの市民への周知・啓発のため、様々な媒体を活用した情報発信が必要となります。

○生活排水の取り組みについて

多くの市民が、普段の生活の中で、排水対策を行っておりますが、「米のとぎ汁は、植木にやる等により再利用している」、「環境への負荷が少ない洗剤を使う」などの対策を取っている市民は少なく、水質改善の面からも、更なる生活排水への対策を行っていく必要があります。

7 中間見直しにおけるポイント

ごみ量の増加傾向、資源収集量の伸び悩みを改善するとともに、さらなるごみ処理経費の抑制に向けて、次の事項を中心に検討を行いました。

(1) ごみの最終処分量の低減

- ① 1人1日あたりの家庭系燃えるごみ減量の推進
- ② 事業系ごみの有効な減量策の検討、排出状況の把握・分析の実施検討

(2) リサイクル行動の促進

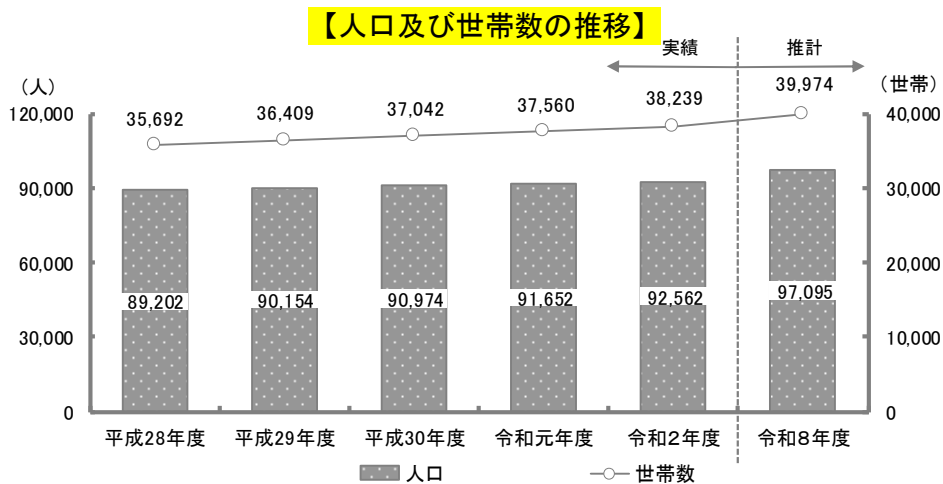
- ① リサイクル可能な紙類の資源化の推進

第1章 ごみ処理施策の評価と課題

1 日進市の現状の整理

① 人口及び世帯数の実績と推計

本市の人口及び世帯数は、年々増加しており、令和2年度では、人口 92,562 人、世帯数は 38,239 世帯となっています。

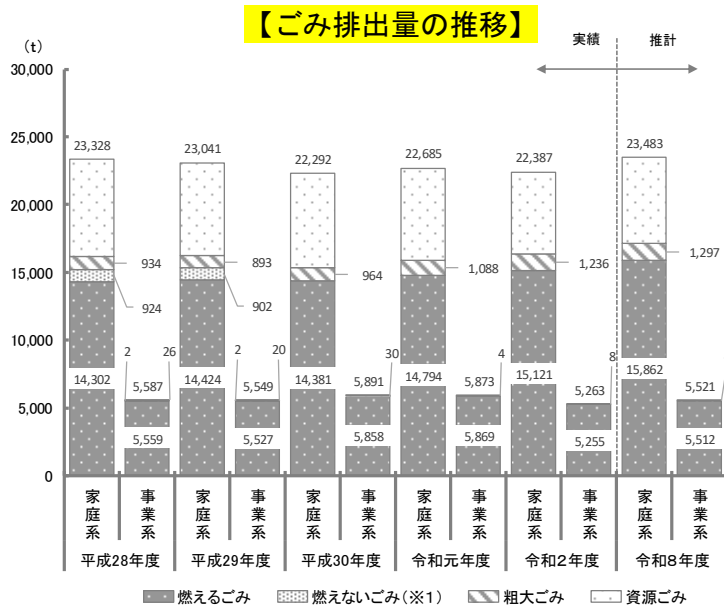


② 現状値の整理

〇年間のごみ排出量の実績と推計

年間のごみ排出量は、家庭系ごみは平成28年度から若干ではありますが、減少傾向にあり、令和2年度では 22,387 t となっています。

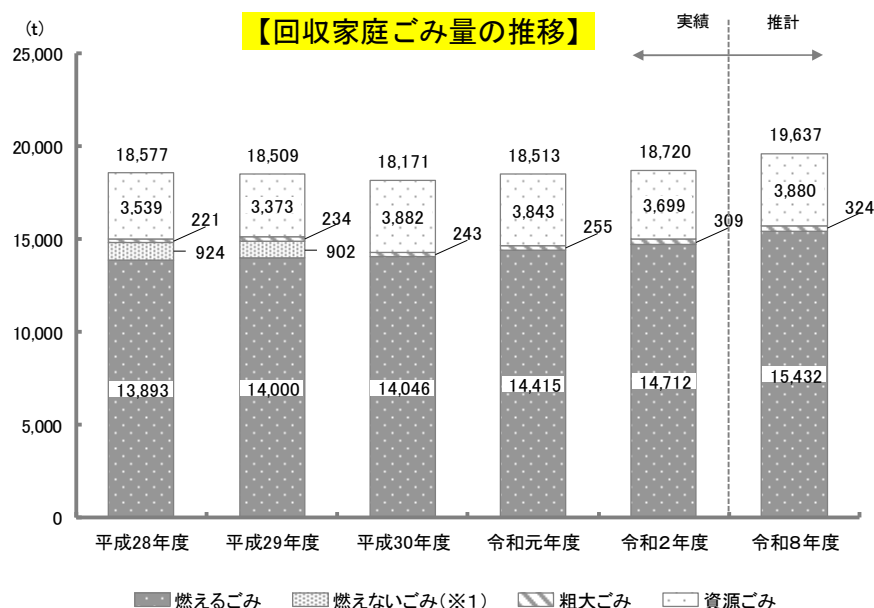
また、事業系ごみは平成30年度以降は減少しており、令和2年度で 5,263 t となっています。



(※1) H30 年度から、燃えないごみを金属類に変更。
「資源ごみ」は、金属類、陶磁器・ガラス、その他を合わせた数値

○行政回収家庭ごみ量の実績と推計

行政回収家庭ごみ量は、平成30年度以降は増加しており、令和2年度で18,720tとなっています。今後も人口の増加に伴い、行政回収家庭ごみも増加していくと推計されています。

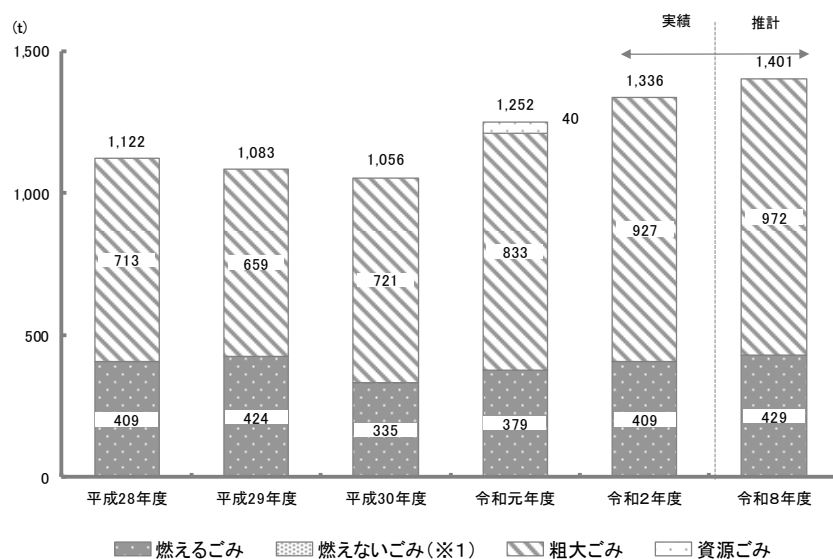


※(※1) H30年度から、燃えないごみを金属類に変更。
「資源ごみ」は、金属類、陶磁器・ガラス、その他を合わせた数値

○尾三衛生組合へ直接搬入された家庭ごみ量の実績と推計

尾三衛生組合へ直接搬入された家庭系ごみ量は、平成30年度以降は増加しており、令和2年度で1,336tとなっています。今後も人口の増加に伴い、尾三衛生組合へ直接搬入される家庭系ごみ量も増加していくと推計されています。

【直接搬入された家庭ごみ量の推移】



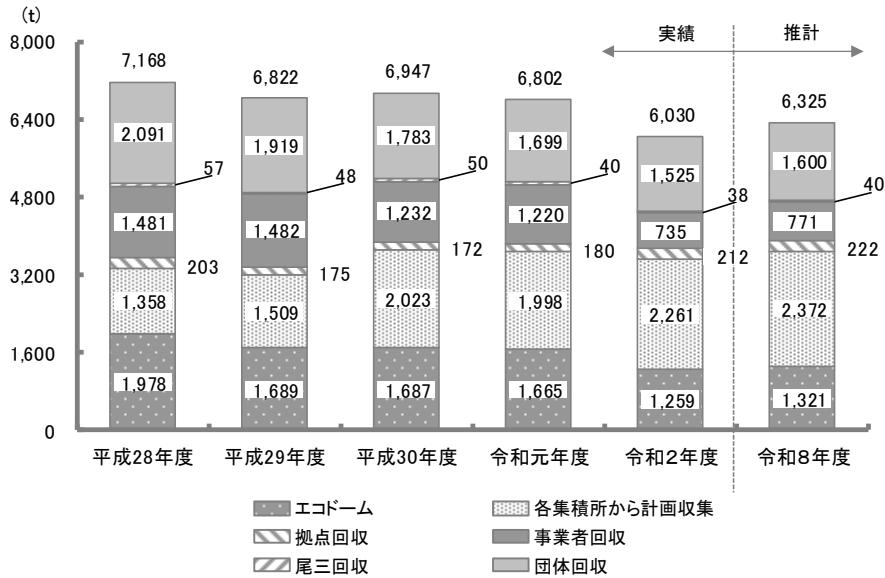
※(※1) H30年度から、燃えないごみを金属類に変更。
「資源ごみ」は、金属類、陶磁器・ガラス、その他を合わせた数値

○資源ごみ量の実績と推計

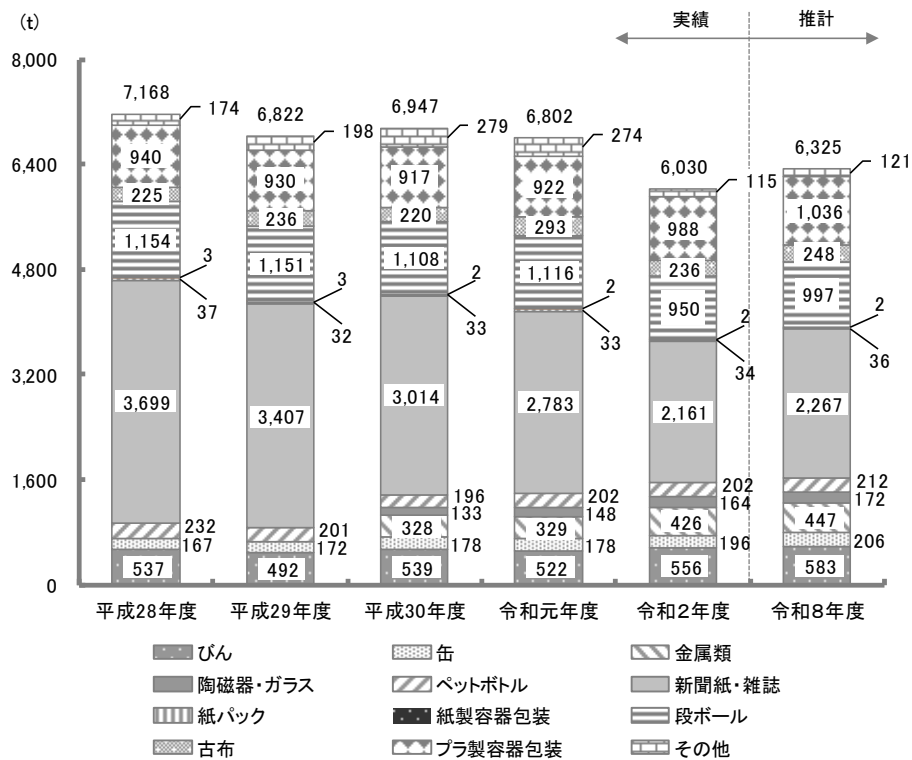
資源ごみ量は、年々減少傾向にあり、令和2年度では6,030 t となっています。

【資源ごみ量の推移】

<回収方法別>



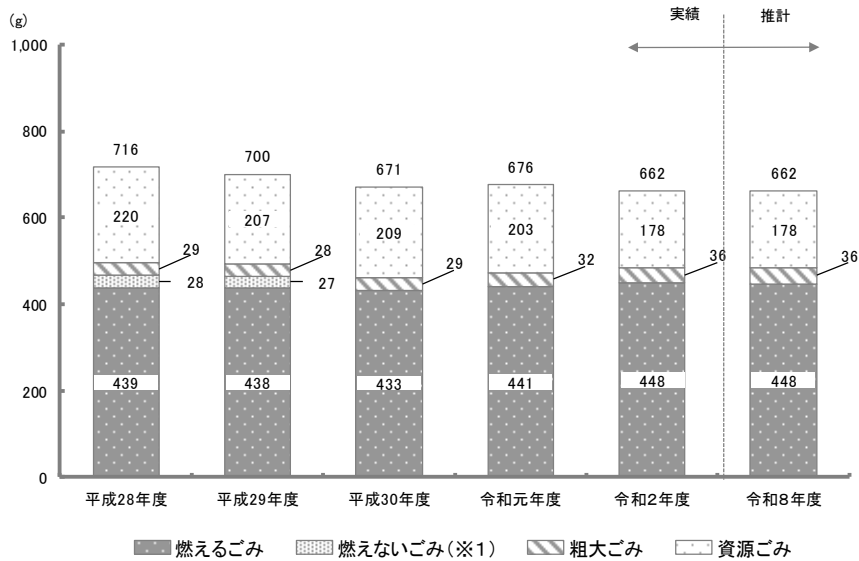
<品目別>



○1人1日あたりごみ量の実績と推計

1人1日あたりごみ量は、年々減少しており、令和2年度では662gとなっています。特に資源ごみの量が年々減少しています。

【1人1日あたりごみ量の推移】

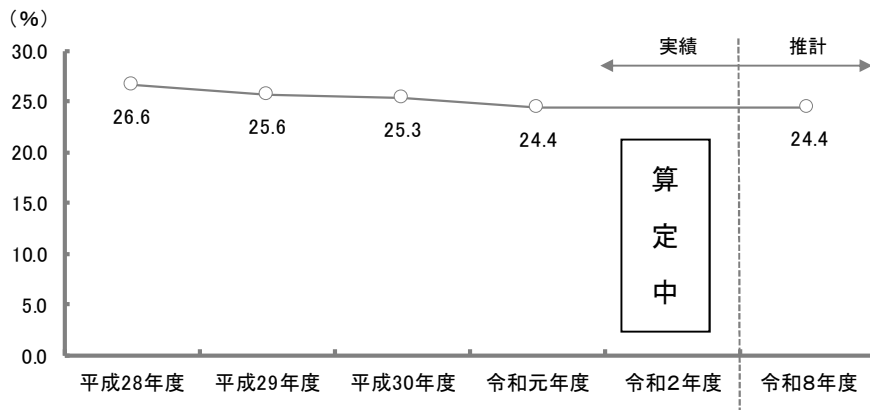


※「ごみ量」は、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみを合わせた数値
 「資源ごみ」は、金属類、陶磁器・ガラス、その他を合わせた数値
 平成30年度から、燃えないごみを金属類に変更

○リサイクル率の実績と推計

リサイクル率は、減少傾向となっており、令和元年度では24.4%となっています。

【リサイクル率の推移】



2 現行計画の数値目標の達成状況

現行計画に掲げられている3つの目標における最新の達成状況について、すべての目標において、平成27年度実績に比べ、年間ごみ量、1人1日当たり家庭系ごみ量は減少してきています。

目標項目	平成27年度実績	目標値 (令和8年度)	実績値 (令和2年度)
目標① 年間ごみ量 (家庭系ごみ+事業系ごみ)	21,996t 家庭系：16,605 t 事業系：5,391 t	22,680t 家庭系：17,240 t 事業系：5,440 t	21,620t 家庭系：16,357 t 事業系：5,263 t
目標② 1人1日あたり家庭系ごみ量 (燃えるごみ+粗大ごみ)	515 g/人・日	483g/人・日	484 g/人・日
目標③ リサイクル率	27.1%	30%	24.4% (R1実績)

3 現行計画の施策等の実施状況と課題の整理

(1) 現行計画の施策等の実施状況

【重点施策1】燃えないごみの分別・収集方法の変更

実施したこと	実施できなかったこと
①資源回収品目の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・「金属類」「陶磁器ガラス」の資源としての回収開始 ・「スプレー缶」について、穴をあけずに資源として回収開始 ・費用の増加抑制に貢献する収集・運搬方法の検討 ②ごみの分別変更等に対する説明や情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や管理組合等に対する分別方法変更の説明会の開催 ・詳細をわかりやすく示すマニュアル、ごみ出しハンドブック等の作成・配布 	—

【重点施策2】生ごみの減量促進

実施したこと	実施できなかったこと
①生ごみ減量の必要性の啓発や情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量や水切り励行に関する啓発 ・生ごみ減量方法や水切りアイデアグッズの情報提供 ②食品ロスの減少 <ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキング教室等の効果的な開催 ・食品ロス・廃棄の減少に向けた買物方法等の普及・情報提供 	②食品ロスの減少 <ul style="list-style-type: none"> ・小売店舗の食品売場等との協働による広報・啓発

【重点施策3】紙類の資源回収促進

実施したこと	実施できなかったこと
②地域団体による資源回収事業の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体による資源回収日の周知 	①紙類の資源回収方法の改良・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の敷地を活用した紙類資源回収拠点の増設 ・新たな回収方法の検討 ②地域団体による資源回収事業の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・紙の種類ごとの補助金額変更の検討

【重点施策4】事業系ごみの減量促進

実施したこと	実施できなかったこと
<ul style="list-style-type: none"> ・商工会等を通じた事業系ごみの適正排出の啓発 ・紙類等の資源物の搬入抑制及び尾三衛生組合での搬入物検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの内容を把握するため、組成調査の実施及び結果の公表

【継続実施施策1】レジ袋や過剰包装の抑制

実施したこと	実施できなかったこと
<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化店舗の増加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストア等に対する簡易包装自主基準の設定の促進 ・小売店舗に対する簡易包装促進の要請

【継続実施施策2】剪定枝・草木の資源化の促進

実施したこと	実施できなかったこと
<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業における剪定枝、刈草の減量及び資源化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町との連携による剪定枝の資源化ステーションの設置の検討

【継続実施施策3】ごみの適正な排出・分別の促進

実施したこと	実施できなかったこと
<ul style="list-style-type: none"> ・マナー違反ごみについてパトロール及び警告の徹底 ・地域や管理組合等に対する説明会の開催等による周知の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まつり等のイベント時における広報・啓発の実施

【継続実施施策 4】燃えるごみの収集曜日・エリア区分の変更検討

実施したこと	実施できなかったこと
<ul style="list-style-type: none"> 燃えるごみの収集曜日・エリア区分の変更検討に向けた市民との協議・説明 尾三衛生組合、みよし市、東郷町との協議による効率的な収集・処理体制の構築 	—

【継続実施施策 5】事業所における適正な分別・排出抑制の強化

実施したこと	実施できなかったこと
—	<ul style="list-style-type: none"> すべての事業所への事業系ごみに関する解説パンフレットの配布 一定量以上のごみを排出する事業者への計画書等の提出の要請 事業所に対する事業系ごみアンケートの実施

【継続実施施策 6】災害廃棄物処理体制の構築

実施したこと	実施できなかったこと
<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理基本計画の策定 災害等の発生時における廃棄物処理体制の検討・構築 	—

(2) 課題の整理

① 排出抑制

令和2年度の1人1日あたり家庭系ごみ量は484g/人・日となっており、平成28年度と比べると減少しています。

市の取組状況として、生ごみ減量や水切り励行に関する啓発や、食品ロス・廃棄の減少に向けた買物方法等の普及・情報提供などを行うなど、生ごみ減量の促進などに努めてきましたが、アンケート調査から、三角コーナーでの水切りをしている割合は高くなっていますが、最後の一絞りまではいたっていない状況となっています。

また、市の施策（生ごみ処理機購入補助）の利用率は低い状況となっており、補助拡充の希望も半数以下となっています。

このため、ごみの排出抑制や減量対策についての一層の理解、丁寧な周知啓発等により、市民や事業者の取組の促進が必要となることや、市が実施している施策に対する周知を行っていくことが重要となっています。また、不用品交換やリユースの支援体制の構築、地域活動などの中で再生品の利用促進、事業者への呼びかけなど、ごみの排出抑制にむけたシステムづくりが必要となっています。

② 資源化

日進市では、資源の拠点回収・団体回収、エコドーム等の拠点回収による資源化を行っています。また、尾三衛生組合においては、焼却処理後においては鉄、破碎処理後においては鉄・アルミの資源化を行っています。日進市のリサイクル率は、平成28年度の26.6%から令和元年度では、24.4%と若干低下しています。

アンケート調査から、リサイクルをいつも行っている人の割合は61.3%となっており、若干ではありますが、リサイクルを行っていない人もいることが伺えます。

地球環境の保全、資源の循環利用の観点から、資源化やリサイクルの重要性を一層推進することが必要です。このため、ごみ排出時における分別の徹底を市民・事業所に呼び掛けるとともに、資源としての回収品目の拡大、店舗や地域等との協力による資源の回収機会の拡大等は必要となっています。また、市民や事業所への、ごみに関する情報提供や知識普及が必要となっています。

③ 中間処理

日進市、みよし市及び東郷町のごみを共同処理している尾三衛生組合の処理施設については、定期的な精密機能検査を行い、適切で安全な運営管理に努めています。

しかし、ごみ焼却工場棟は平成9年度、リサイクルプラザ工場棟は平成11年度から稼働しており、両施設とも稼働後23年以上が経過していることから、平成27年度から5年間かけ延命化工事を実施しました。

今後は更なる延命化や新施設に向けた各種対策が必要となっています。

④ その他

人口増加等に伴うステーション・拠点数の増加などが見込まれるとともに、尾三衛生組合施設等の長寿命化等に係る経費も踏まえ、廃棄物処理経費については現状の水準を大きく逸脱することがないように、方策を検討していくことが必要になります。

また、ごみ処理経費については、市民や事業所にできるだけその内訳の情報を公開することにより、市民のごみ減量や適正な分別に対する意識向上につなげていくことが必要となっています。

第2章 基本理念及び基本方針

1 基本理念

本市では、ごみの分別収集や指定袋等の採用、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入費助成による厨芥類の排出抑制、減量化、エコドーム等による拠点回収や団体回収の助成などのリサイクルの推進を始めとする資源循環型社会の構築に向けた各施策を推進してきました。

しかし、社会・経済情勢の変動や、それに伴うライフスタイルの変化により、排出されるごみの量や質もまた変化し、人とごみとの関わり方も変化してきています。本市においても、広域圏の交流人口や定住人口の流入促進拠点の形成により、今後ますます住宅地や商業施設等は増加し、それに伴い人口の大幅な増加が見込まれています。そのため、一人でも多くの市民・事業者の協力のもと、ごみの排出抑制、減量化に係る施策や事業への積極的な参加を促し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、一体となってごみと関わっていくことが重要となります。資源化に向けたより一層の対策を推進し、本市の豊かな自然環境を子どもたちに引き継いでいくために循環型社会の形成を目指します。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、具体化するための方向性として、次の基本方針を定めます。

【基本方針1：ごみの排出抑制に向けた取り組みの推進】

廃棄物は排出者が責任をもって処理することを前提として、市民一人ひとりの購買～消費～廃棄、事業者それぞれの生産～販売～廃棄といった一連の経済活動の中から、総合的なごみの発生抑制を推進していきます。

【基本方針2：資源化・リサイクルの推進】

すべての市民、事業者が、無理なく継続できる円滑な資源回収の体制整備に努めるとともに、環境負荷の低減を目的とした資源化、リサイクルを推進します。

【基本方針3：適正な処理体制の構築】

循環型社会の形成を踏まえた運搬収集・中間処理・最終処分の各段階での、環境保全への配慮や効率化に向けた最適な処理・処分体制を構築します。

また、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、それらに係る施策や事業への積極的な参加を促し、互いに協力していく体制の整備を推進します。

第3章 基本計画

1 目標値の設定

(1) 達成目標

ごみの排出抑制に関連する国の方針では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月）において、一般廃棄物排出量を平成 24 年度比で令和 2 年度までに約 12%削減すること、また、令和 2 年度において 1 人 1 日当たりの家庭系ごみを 500g とすることを目標に掲げています。

現在、本市の令和 2 年度における、家庭系のごみ排出量は 484g/人・日となっており、現行計画の目標値である 483g/人・日に近づいていますが、1 人 1 日あたり家庭系燃えるごみ量については、平成 30 年度以降は増加傾向となっています。本市では平成 23 年度に本計画の策定を行い、平成 28 年度に見直しを行い、数値目標の達成に向けた様々な取組みを行ってきましたが、急激なまちの発展による転入者の増加やライフスタイルの変化など、様々な要因が発生することが考えられるため、現状を再認識し、更なるごみの減量化に向けた具体的な取組みの推進が必要となります。

また、リサイクル率に関連する国の方針では、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月）において、令和 2 年度に約 27%に向上させることを目標とされてきました。

現在、本市の令和元年度のリサイクル率は 24.4%であり、国の目標値の達成に向けて更なるリサイクルに向けた推進施策の展開が必要となります。

今回の見直しにおいては、今後も見込まれる人口増加や産業活動の活発化も踏まえ、実感しやすい指標として 1 人 1 日あたり家庭系燃えるごみ量を新たな目標値として設定するとともに、今後の施策の実施見直しをもとにした算定により、次のとおり 6 つの目標を設定します。

(2) 目標値

これまでの算定から、令和 8 年度における数値目標を次のとおり設定します。

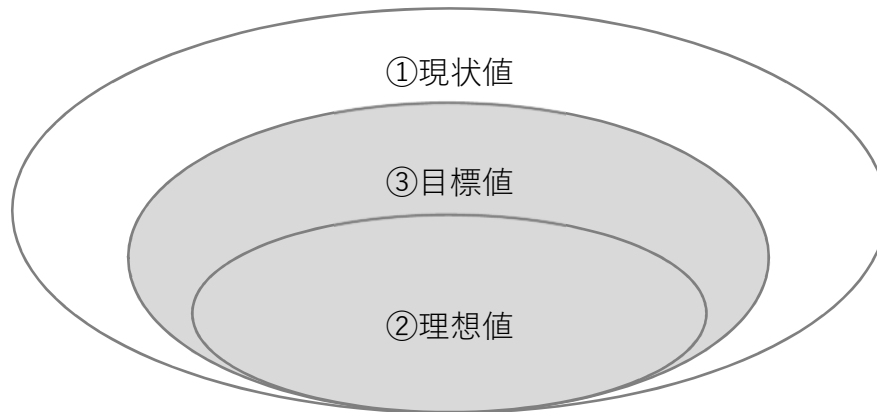
番号	項目	令和 2 年度実績	見直しの理想値 (令和 8 年度)	見直しの目標値 (令和 8 年度)
目標 1	年間ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減	21,620 t 家庭系 16,357 t 事業系 5,263 t	16,293 t 家庭系 12,118 t 事業系 4,175 t	19,970 t 家庭系 14,718 t 事業系 5,252 t
目標 2	目標 2-1 1 人 1 日あたり家庭系ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減	484 g/人・日	342 g/人・日	415 g/人・日
	目標 2-2 1 人 1 日あたり家庭系燃えるごみ量の削減	448 g/人・日	306 g/人・日	379 g/人・日
目標 3	燃えるごみへのリサイクル可能品目混入率の削減	—	23.3%削減	11.1%削減
目標 4	事業系ごみの削減	—	1,104 t 削減	221 t 削減

(3) 目標値の設定方法

ごみ排出量の目標値の設定については、令和2年度に排出されたごみの組成割合実績を基にして、資源回収に移行する量を予測し、人口増加等も加味しながら、ごみ排出量（燃えるごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ）を算定します。

なお、理想値とは、実施を予定する施策の成果がすべて現れた場合の限界の値です。目標値の設定においては、次の3つの数値を算定します。

- ①現状値の算定
- ②理想値の算定（実施を予定する施策の成果がすべて現れた場合の数値）
- ③目標値の算定（実施を予定する施策の成果が一部現れないことも想定した現実的な数値）



(4) 目標値の設定と算出方法

目標1 年間ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減

これまでの目標値は22,680t（家庭系：17,240t 事業系：5,440t）となっており、令和2年度の実績は21,620t（家庭系16,357t 事業系5,263t）と目標を達成しましたが、さらに削減を進めるため、令和8年度の目標を下記のように見直しました。

現在、ごみ処理経費は年間約9億円かかっていますが、この目標を達成することにより、市全体で年間およそ1億円の経費削減が見込まれます。

生ごみを捨てる際にもう一搾りすることや、紙・プラスチックの分別を徹底するとともに食品ロス削減に心掛けることが大切です。

令和2年度実績値：21,620t（家庭系16,357t 事業系5,263t）

令和8年度目標値：19,970t（家庭系14,718t 事業系5,252t）

令和8年度理想値：16,293t（家庭系12,118t 事業系4,175t）

項目	令和2年度実績	将来推計 (令和8年度)	見直しの理想値 (令和8年度)	見直しの目標値 (令和8年度)
年間ごみ量 (燃えるごみ+粗大ごみ)	21,620 t 家庭系 16,357 t 事業系 5,263 t	22,679 t 家庭系 17,158 t 事業系 5,521 t	16,293 t 家庭系 12,118 t 事業系 4,175 t	19,970 t 家庭系 14,718 t 事業系 5,252 t

【見直しの理想値（令和8年度）の算出方法】

家庭系：17,158（将来推計 R8 の家庭系）－1,265（水切りによる効果予測）
 －5（生ごみ処理機購入補助による効果予測）
 －74（食品ロス削減による効果予測）－2,411（紙リサイクルによる効果）
 －1,285（プラリサイクルによる効果）＝12,118
 事業系＝5,521（将来推計 R8 の事業系）－1,104（紙リサイクルによる効果
 100%）－242（食品ロス削減による効果）＝4,175

【見直しの目標値（令和8年度）の算出方法】

家庭系：17,158（将来推計 R8 の家庭系）－633（水切りによる効果予測）
 －3（生ごみ処理機購入補助による効果予測）
 －37（食品ロス削減による効果予測）
 －482（紙リサイクルによる効果）
 －1,285（プラリサイクルによる効果）＝14,718
 事業系＝5,521（将来推計 R8）－221（紙リサイクル効果 20%）
 －48（食品ロス削減効果 20%）＝5,252

目標2 1人1日あたり家庭系ごみ量削減

目標2-1 1人1日あたり家庭系ごみ量（燃えるごみ+粗大ごみ）の削減

これまでの目標値は 483g/人・日となっていました。令和2年度の実績は 484 g/人・日と目標値をほぼ達成していることから、令和8年度の目標を下記のように見直しました。家庭ごみ量の削減に向け、**生ごみを捨てる際の一搾りや食品ロス削減、紙リサイクルなどが大切です。**

令和2年度実績値：484 g/人・日



令和8年度目標値：415 g/人・日

令和8年度理想値：342 g/人・日

項目	令和2年度実績	将来推計 (令和8年度)	見直しの理想値 (令和8年度)	見直しの目標値 (令和8年度)
1人1日あたり 家庭系ごみ量（燃えるごみ+粗大ごみ） の削減	484 g/人・日	484 g/人・日	342 g/人・日	415 g/人・日

【見直しの理想値（令和8年）の算出方法】

484（将来推計 R8 目標）－142（新施策効果予測を合算したもの）＝342

【見直しの目標値（令和8年）の算出方法】

484（将来推計 R8 目標②）－69（新施策効果予測を合算したもの）＝415

目標2-2 1人1日あたり家庭系燃えるごみ量の削減（新設）

これまで目標値の設定はありませんでしたが、令和2年度の実績は448g/人・日となっており、令和4年度から新たな目標値として下記のように設定しました。生ごみを捨てる際の一搾りや食品ロスをしないことともに、紙リサイクルが大切です。

令和2年度実績値：448g/人・日

令和8年度目標値：379g/人・日

令和8年度理想値：306g/人・日

項目	令和2年度実績	将来推計 (令和8年度)	見直しの理想値 (令和8年度)	見直しの目標値 (令和8年度)
1人1日あたり家庭系燃えるごみ量の削減	448g/人・日	448g/人・日	306g/人・日	379g/人・日

【見直しの理想値（令和8年度）の算出方法】

448（将来推計R8目標⑤）－142（新施策効果予測を合算したもの）＝306

【見直しの目標値（令和8年度）の算出方法】

448（将来推計R8目標⑤）－69（新施策効果予測を合算したもの）＝379

目標3 燃えるごみへのリサイクル可能品目混入率の削減

これまで目標値の設定はありませんでしたが、令和2年度の実績は紙の混入率21.84%、プラスチックの混入率6.18%となっています。ごみ処理量削減のためにはリサイクルできるように分別を徹底することが必要のため、令和4年度から新たな目標値として下記のように設定しました。紙リサイクルとともに、プラスチックリサイクルが大切です（※）。

令和8年度目標値：11.1%削減

令和8年度理想値：23.3%削減

（※）令和4年度からプラスチック資源循環促進法が施行され、これまでのプラスチック製容器包装に加え、その他のプラスチック製品のリサイクルも推進することになります。

品目	混入率（%）					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
紙	15.08	15.78	12.54	10.71	21.84	15.19
プラスチック	9.29	8.34	9.29	7.33	6.18	8.08
計	24.37	24.12	21.83	18.04	28.02	23.27

【理想値（令和8年度）の算出方法】

紙15.2%＋プラスチック8.1%＝23.3%

【目標値（令和8年度）の算出方法】

紙15.2%×20%＋プラスチック8.1%×100%＝11.1%

【参考】

これまでの目標値は30%となっていました。令和元年度の実績は24.4%と、平成27年度のリサイクル率27.1%より減少していることから、令和8年度の目標を下記のように見直しました。

令和元年度実績値：24.4%



令和8年度目標値：31.8%

令和8年度理想値：42.7%

項目	令和2年度実績	将来推計 (令和8年度)	見直しの理想値 (令和8年度)	見直しの目標値 (令和8年度)
リサイクル率の向上	24.4% (R1実績)	24.4%	42.7%	31.8%

【見直しの理想値（令和8年度）の算出方法】

{7,344（将来推計R8総資源化量）+1,104（事業系紙リサイクル効果100%）
+2,411（家庭系紙リサイクル効果100%）+1,285（プラリサイクル効果）}
÷{22,138（将来推計R8収集ごみ量）+4,829（将来推計R8直接搬入ごみ量）
-6,386（将来推計R8年間ごみ量-新施策実施後の限界値年間ごみ量）
+1,104（紙リサイクル効果100%）+2,411（家庭系紙リサイクル効果100%）
+1,285（プラリサイクル効果）+3,090（将来推計R8集団回収量）}=42.7

【見直しの目標値（令和8年度）の算出方法】

{7,344（将来推計R8総資源化量）+221（事業系紙リサイクル効果20%）
+482（家庭系紙リサイクル効果20%）+1,285（プラリサイクル効果）}
÷{22,138（将来推計R8収集ごみ量）+4,829（将来推計R8直接搬入ごみ量）
-2,709（将来推計R8年間ごみ量-新施策実施後の目標値年間ごみ量）
+221（紙リサイクル効果20%）+482（家庭系紙リサイクル効果20%）
+1,285（プラリサイクル効果）+3,090（将来推計R8集団回収量）}=31.8

目標4 事業系ごみの削減（新設）

これまで目標値の設定はありませんでしたが、令和8年度将来推計値5,521tから221t減らす新たな目標値として設定しました。事業者においても食品ロスや紙リサイクルに取り組み、事業系ごみを削減することが大切です。

令和8年度目標値：221tの削減

令和8年度理想値：1,104tの削減

項目	令和2年度実績	将来推計 (令和8年度)	見直しの理想値 (令和8年度)	見直しの目標値 (令和8年度)
事業系ごみの削減	-	-	1,104tの削減	221tの削減

【見直しの理想値（令和8年）の算出方法】

5,521（将来推計R8目標）×20%（紙ごみ組成割合）
×100%（すべての事業者が協力）=1,104

【見直しの目標値（令和8年）の算出方法】

5,521（将来推計R8目標）×20%（紙ごみ組成割合）
×20%（2割の事業者が協力）=221

2 施策

(1) 今後5年間の重点施策

令和8年度までの5年間の重点施策は、次の4つです。

【重点施策1】水分削減

○水分削減の啓発

- ・生ごみの減量に向けた、水切り方法や天日干し方法の啓発を行います。

○生ごみ処理機購入補助

- ・生ごみ処理機購入補助制度の周知を図り、生ごみ処理機の利用の促進に努めます。

【関連目標】目標1 年間ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減に向けた施策

目標2-1 1人1日あたり家庭系ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減に向けた施策

目標2-2 1人1日あたり家庭系燃えるごみ量の削減に向けた施策

【重点施策2】食品ロス削減

○食品の有効活用等の啓発

- ・食品ロスの削減のため、エコ料理教室などの開催などにより、食品を無駄にしない活用方法の周知啓発に努めます。

○フードドライブの周知

- ・フードドライブについての情報収集及び、情報提供を行うなど、市内で実施している活動の周知啓発を行うとともに、市民へのフードドライブへの参加の促進に努めます。

【関連目標】目標1 年間ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減に向けた施策

目標2-1 1人1日あたり家庭系ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減に向けた施策

目標2-2 1人1日あたり家庭系燃えるごみ量の削減に向けた施策

【重点施策3】紙リサイクル

○団体回収の情報発信

- ・地域団体による資源回収日などの情報を発信していきます。

○紙リサイクルの啓発・促進

- ・紙リサイクルの促進のため、資源回収方法等の情報を発信していきます。

○プラスチックリサイクルの促進

- ・プラスチック製品の分別・収集方法等の情報を発信し、プラスチックリサイクルの促進に努めます。

○団体回収の情報発信

- ・地域団体による資源回収日などの情報を発信していきます。

○紙類の資源回収

【関連目標】目標 1 年間ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減に向けた施策

目標 2-1 1人1日あたり家庭系ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減に向けた施策

目標 2-2 1人1日あたり家庭系燃えるごみ量の削減に向けた施策

目標 3 リサイクル行動の促進に向けた施策

【重点施策4】プラスチックリサイクルの促進

○プラスチックリサイクルの促進

・プラスチック製品の分別・収集方法等の情報を発信し、プラスチックリサイクルの促進に努めます。

【関連目標】目標 1 年間ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減に向けた施策

目標 2-1 1人1日あたり家庭系ごみ量（燃えるごみ＋粗大ごみ）の削減に向けた施策

目標 2-2 1人1日あたり家庭系燃えるごみ量の削減に向けた施策

目標 3 リサイクル行動の促進に向けた施策

（2）引き続き実施する施策

今後5年間の重点施策を除く次の施策については、令和8年度までの計画期間において、市民・事業者のみなさんとの協働により、着実に実施していくこととします。

【施策1】レジ袋や過剰包装の抑制に向けた施策

レジ袋有料化により、市民のマイバック持参も普及しています。今後も、レジ袋の一層の減量を進めるとともに、商品購入時等の包装の簡素化をさらに進めるために、次の取組を行います。

- ・コンビニエンスストア等に対する簡易包装自主基準の設定の促進
- ・小売店舗に対する簡易包装促進の要請 など

【施策2】剪定枝・草木の資源化の促進に向けた施策

現在は燃えるごみとして回収・処理している刈草や庭木等の剪定枝について、資源化を図ることにより焼却ごみを減少させるため、次の取組を行います。

- ・公共工事における剪定枝、刈草の減量及び資源化の促進 など

【施策3】ごみの適正な排出・分別の促進に向けた施策

多くの市民がルールを遵守する中で分別区分を守らない、指定日以外に出すなどのマナー違反もみられることから、ごみの適正な排出・分別の促進に向けた次の取組を行います。

- ・ マナー違反ごみについてパトロール及び警告の徹底
- ・ 市民まつり等のイベント時等における広報・啓発の実施
- ・ 地域や管理組合等に対する説明会の開催等による周知の徹底 など

【施策4】事業所における適正な分別・排出抑制の強化に向けた施策

事業系ごみについては、事業所の責任において搬入・処理することとなっていますが、一部の事業系ごみは家庭系ごみに混入している実態があります。多くの事業所では適正な分別・排出やごみ減量に取り組んでいますが、さらなる実施を促進するため、次の取組を行います。

- ・ すべての事業所への事業系ごみに関する解説パンフレットの配布
- ・ 一定量以上のごみを排出する事業者への計画書等の提出要請
- ・ 事業所に対する事業系ごみアンケートの実施 など

【施策5】災害廃棄物処理体制の構築に向けた施策

災害廃棄物の処理は市町村の責務となっており、災害などの有事の発生の際には、ごみを滞りなく処分することが必要となっているとともに、大規模災害の発生も懸念されることから、災害廃棄物処理体制の構築に向けて、次の取組を行います。

- ・ 災害等の発生時における廃棄物処理体制の検討・構築 など

3 ごみ処理の主体と役割

廃棄物の排出抑制と資源化の促進のためには、消費の主体である市民とともに、製造販売に係る事業者並びに処理を行う行政の3者が一体となって取り組むことが重要となります。

基本理念を実現するための市民・事業者・行政の各主体の役割を、次のように定めます。

(1) 行政の役割

一般廃棄物処理責任者として各主体と相互に連携・協力を図りながら、ごみの減量化・資源化に関する総合的かつ計画的な施策や適正処理を推進し、循環型社会の形成に取り組めます。

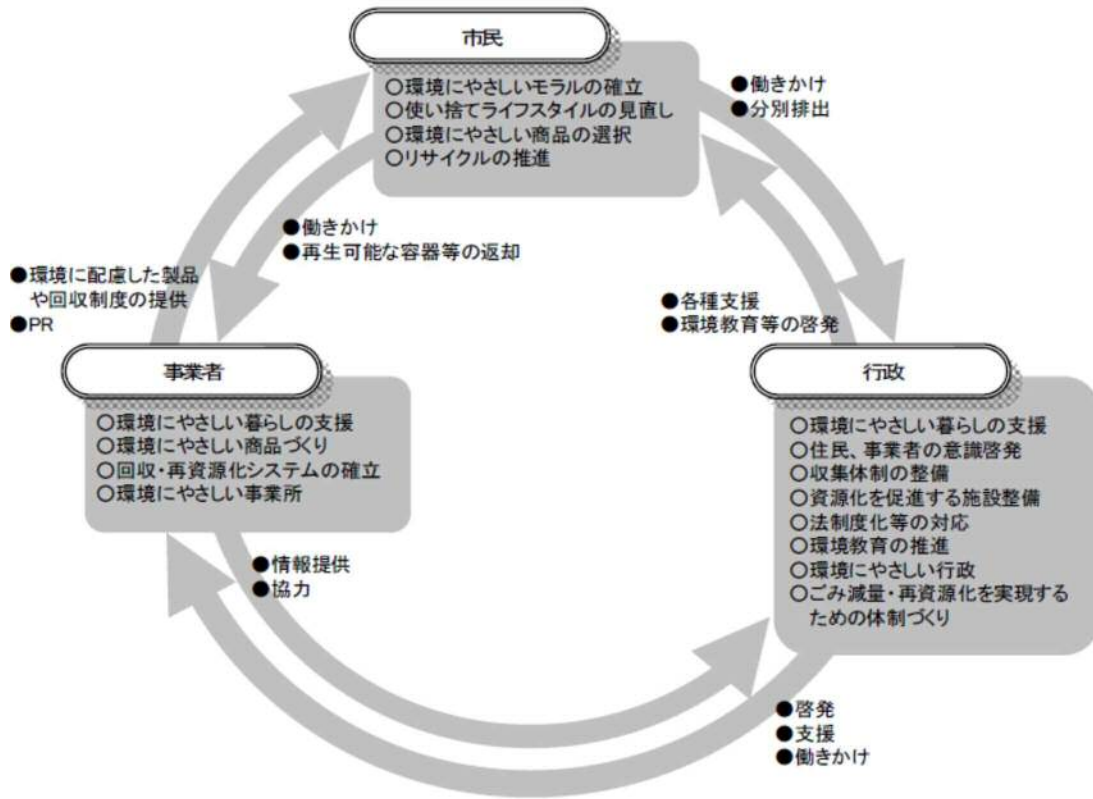
(2) 市民の役割

購買～消費～廃棄の各段階において、ごみの減量化・資源化を図るために4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）に取り組めます。

(3) 事業者の役割

ごみの排出量抑制を視野に入れた事業活動を計画的に推進します。また、生産・流通・販売等の各段階における環境負荷に配慮した製品づくりに取り組めます。

【3者協働のあり方】





第3部

生活排水処理基本計画

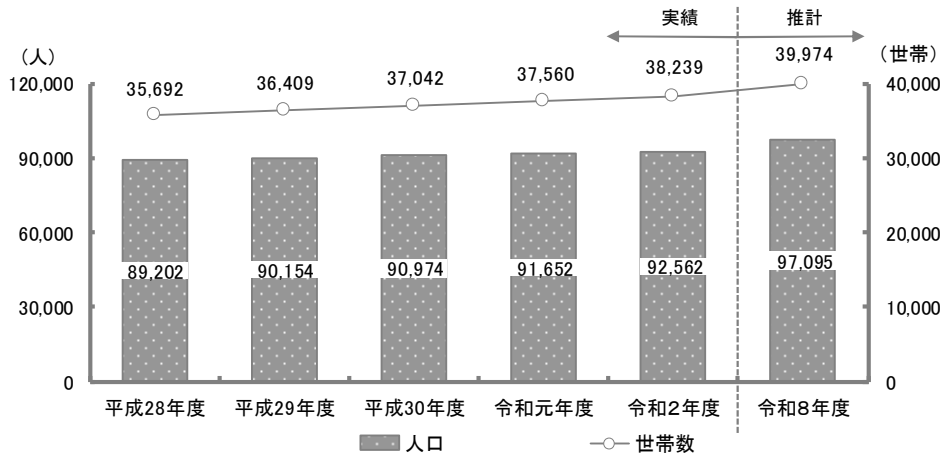
第1章 生活排水処理の課題

1 日進市の現状の整理

①人口及び世帯数の実績と推計

計画目標年度における本市の人口及び世帯数の予測は次のとおりです。

【人口及び世帯数の推移】



(各年度末時点)

② 生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の将来予測は次のとおりです。

	単位	実績						推計
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度
計画処理区域内人口	人	86,633	87,622	88,808	89,707	90,418	91,440	97,095
水洗化・生活雑排水処理人口	人	73,380	75,491	79,261	80,913	82,585	83,701	92,240
コミュニティプラント	人	0	0	0	0	0	0	0
合併浄化槽人口	人	13,232	13,355	14,581	13,349	13,009	12,595	7,047
公共下水道人口	人	59,966	61,952	64,484	67,357	69,331	70,891	85,006
集落排水処理施設利用人口	人	182	184	196	207	245	215	187
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	12,377	11,322	8,865	8,099	7,150	6,980	4,051
非水洗化人口 (汲み取り人口)	人	876	809	682	695	683	759	804
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	人	84.7	86.2	89.2	90.2	91.3	91.5	95.0

(各年度9月末時点)

③ し尿・浄化槽汚泥量の予測

し尿・浄化槽汚泥の将来予測は次のとおりです。

	単位	実績						推計
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 8年度
生し尿	KI	385	307	329	335	291	301	319
浄化槽汚泥	KI	15,063	15,011	15,719	15,101	14,860	14,413	15,269
合計	KI	15,448	15,318	16,048	15,436	15,151	14,714	15,588

2 生活排水処理の課題

(1) 生活雑排水への対応

日進市の令和元年度の生活排水処理率は91.5%となっており、経年的には上昇し愛知県の平均値の91.4%よりは高くなっているものの、全国の平均値の91.7%と比べて低くなっています。生活排水による汚濁負荷量は、し尿よりも生活雑排水の方が大きいため、水質改善の面からも、未処理のまま公共用水域へ放流される生活雑排水への対応は、引き続き必要となっています。

また、公共下水道については、下水道事業計画区域内での整備を効率的に推進するとともに、下水道等の整備済地区内の未接続世帯に対する早期の接続促進が必要となっています。

(2) 浄化槽の普及促進

現在、単独処理浄化槽の新規の設置については禁止されていますが、既設の単独処理浄化槽設置建物からの生活雑排水の流出などが水質汚濁の原因の一つとなっています。合併処理浄化槽への切り替えを推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を行うことが必要となっています。

(3) 収集・運搬の課題

公共下水道の普及により、し尿処理施設への搬入量は今後減少傾向をとるものと予想されます。そのため、より効率的な収集・運搬方法や収集量の平準化についての検討が必要となっています。

(4) 中間処理の課題

施設の老朽化や、し尿・汚泥量の処理割合の変化にも対応しながら、長期に安定し

た処理が必要となっています。また、汚泥の減量化や再資源化などを視野に入れた、新たな処理・処分方法の検討も必要となっています。

第2章 基本理念及び基本方針

1 基本理念

水は自然を構成する重要な要素のひとつであるとともに、快適な環境を創出し、人々の心にうるおいやすらぎを与えてくれるものです。

本市は天白川の上流域に位置し、その水質保全・向上は本市だけでなく下流域に住む住民にとっても有益なものです。生活排水が河川の水質汚濁の主な要因となっていることから、生活排水処理施設の整備等、生活排水の適正な処理の推進を図り、本流域に住む全ての住民の快適な生活の実現を目指すものとします。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、具体化するための方向性として、各施設について次の基本方針を定めます。

【基本方針1：公共下水道施設の普及・拡大に向けた整備】

市街化区域や開発団地の他、既整備区域に近接する密集した既成集落等の地域の生活排水については、公共下水道施設により処理することとし、普及・拡大に向けた整備を計画的に行っていきます。

【基本方針2：合併処理浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進】

河川等の水質の保全、環境の改善のため、非水洗化の住宅については便所の水洗化を進め、合併処理浄化槽設置整備事業を推進します。単独処理浄化槽を設置している住宅については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換や浄化槽の適正な維持管理を推進します。

【基本方針3：市民協働の推進】

生活排水処理対策の必要性について意識啓発を行うとともに、市民一人ひとりの取り組みを促進していきます。

第3章 基本計画

1 生活排水処理の目標

基本理念及び基本方針の達成のため、本市のおおむね全ての生活排水を適正に処理することを目標とし、本市の実情に合わせた処理施設の整備を推進していきます。現在の本市の令和元年度の生活排水処理率は 91.5%となっています。現行の日進市下水道全体計画との整合性を図り、令和8年度には 95.0%以上に向上することを目標とします。

目標5 生活排水処理率の向上

令和2年度の実績は 91.5%となっており、令和8年度の目標は 95.0%とします。

令和2年度実績値：91.5%



令和8年度目標値：95.0%

2 生活排水処理の主体

本市における生活排水の処理主体を次に示します。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	日進市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
農業集落排水処理施設	し尿・生活雑排水	日進市
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設（南部浄化センター）	し尿・浄化槽汚泥	日進市

3 生活排水処理

(1) 生活排水処理区域

生活排水を処理する区域は、本市の全域とし、下水道処理区域及びその他の区域とします。

(2) 施設整備計画の概要

下水道及び合併処理浄化槽における生活排水処理施設の整備計画を次に示します。

【施設整備計画（公共下水道）】

施設名	計画処理区域	計画人口（人）				目標年度
		北部処理区	南部処理区	梅森処理区	合計	
公共下水道	公共下水道事業計画区域	28,400	64,600	6,100	99,000	R7

「日進市公共下水道全体計画」

【施設整備計画（合併処理浄化槽）】

施設名	計画処理区域	整備計画基数	計画人口	事業期間
合併処理浄化槽	公共下水道事業計画区域等を除く市内全域	50	300	R1～R5

「日進市循環型社会形成推進地域計画」

4 し尿・汚泥処理

(1) 収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、現在と同様に本市の行政区域全域とし、原則的には公共下水道等の供用区域は除くものとしませんが、供用区域内の未接続世帯については収集対象とします。

(2) 収集運搬方法

収集運搬については、現在と同様に業者委託により行うものとし、収集対象物の排出量の変化などに合わせ、より安定した収集・運搬を行っていきます。

5 中間処理

し尿及び浄化槽汚泥は、下水道の普及により処理量は減少しています。現在は、日進美化センターにおいて処理していますが、令和4年度から、し尿及び浄化槽汚泥を下水道処理施設（南部浄化センター）にて処理する方法に変更します。

なお、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽、公共下水道への切り替えは、引き続き推奨していきます。

6 再資源化

下水道処理施設により排出される脱水汚泥については、堆肥化・セメント原料化を行っていくものとしています。

7 その他

(1) 市民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について市民に周知・徹底を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。台所での対策等、家庭で実施可能な対策について、地域毎の集会等を通じて周知していきます。

また、浄化槽については、法定検査の完全実施、定期的な清掃・保守点検や管理について、広報等を活用し意識の向上を図るものとしています。

(2) 地域に関する諸計画との連携

生活排水に係る諸施策の推進にあたっては、下水道計画等の関連施設整備計画との整合を図るとともに、生活雑排水については、排出する市民の日常のライフスタイルや、事業者の行動が大きな影響を与えることから、市民と事業所、行政の協働のもと進めていきます。